

DV相談窓口	
健康福祉部子ども家庭課(母子自立支援員)	☎ 381-1236
民間シェルター(女のスペース・おん)	☎ 219-7011
江別警察署	☎ 382-0110
石狩振興局保健環境部環境生活課	☎ 232-4760
北海道立女性相談援助センター (配偶者暴力相談支援センター)	☎ 666-9955
北海道警察本部相談センター	☎ 241-9110 ※
※または# 9110(プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話、PHS)	

セクハラ相談窓口	
北海道労働局雇用均等室	☎ 709-2715

DV・セクハラ相談窓口	
北海道立女性プラザ	☎ 251-6349
女性の人権ホットライン(札幌法務局)	☎ 0570-070-810 または 728-0783
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 (男女平等参画グループ)	☎ 204-5217
法テラス札幌(日本司法支援センター札幌 地方事務所)	☎ 050-3383-5555

お知らせ **男と女 共に支える  
介護をめざして**

◆◆男女共同参画講演会◆◆

市では、「男女共同参画週間」に合わせ、市民の皆さんに男女共同参画に対する理解を深めていただくために講演会を開催します。

男性も女性も全ての方が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会を一緒に考えましょう。

参加無料、当日会場へ。詳細は、市ホームページにも掲載します。

- ◎日時 6月26日(火)14:00～16:00
  - ◎会場 野幌公民館 研修室3・4号室
  - ◎講師 北海道立女性プラザ館長 北海道教育大学札幌校名誉教授 笹谷 春美 氏
  - ◎募集人員 50人程度
- ※託児を希望される方は、6月15日(金)までに政策調整課男女共同参画担当へお申し込みください。

〔詳細〕政策調整課男女共同参画担当 ☎ 381-1033  
FAX 381-1071、Email=danjo@city.ebetsu.lg.jp へ。



DVは周囲には見えづらく、恥ずかしさや家族への迷惑を気にして、問題を一人で抱え込み深刻化しがちです。一人で悩ま

ず、ぜひご相談ください。緊急に非難したい場合／110番通報か、最寄りの警察署や交番に駆け込む。◆けがをした場合／病院で診断書をもらい、警察に被害届を出す。◆家を出る場合／相談援助センターや民間シェルターに一時保護を求める。※同伴する家族(子どもなど)も一緒に保護されます。

**DVとは？**

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的に「親密な関係にある、またはそうであったパートナーに対して振るわれる暴力」をいい、身体的・精神的・性的・経済的・社会的などの暴力行為のことをいいます。また、恋人同士などの関係にある相手に対する暴力も起こっており、これを「デートDV」と呼びます。

**セクハラとは？**

セクハラは、「セクシュアル・ハラスメント」の略で、性的嫌がらせという意味です。

相手の意に反した性的な性質の言動や身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、わいせつな写真の掲示など、職場・学校・地域・家庭・その他あらゆる分野において行われる性的嫌がらせ行為のことで、一般的に性的な言動などに対する拒絶などを理由に不利益な扱いを受ける場合を「対価型」、性的な言動により就業環境が害される場合を「環境型」と分類されています。

なお、職場でのセクハラ防止については、すべての労働者を対象とする事業主の雇用管理上の措置義務が法律で規定されています。

**あなたがいる わたしがいる 未来がある**  
(平成24年度キャッチフレーズ)  
6月23日(土)～29日(金)は **男女共同参画週間**です！  
これは「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえたものです。期間中、情報図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置します。ぜひ、お立ち寄りください。

**各会計の予算執行状況**

(単位:千円)

平成23年度予算

会計名	歳入予算額	収入済額	収入率%	歳出予算額	支出済額	支出率%
一般会計	40,115,492	33,928,703	84.6	40,115,492	34,779,494	86.7
特別会計						
国民健康保険	13,229,323	11,349,347	85.8	13,229,323	11,846,034	89.5
後期高齢者医療	1,305,000	1,009,057	77.3	1,305,000	1,239,049	94.9
介護保険	7,250,673	5,913,395	81.6	7,250,673	6,519,690	89.9
基本財産基金運用	244,500	234,286	95.8	244,500	234,266	95.8
企業会計						
水道	2,352,403	2,106,615	89.6	2,102,428	2,064,736	98.2
資本的収支	231,401	151,136	65.3	929,410	924,311	99.5
下水道	2,757,252	2,601,412	94.3	2,516,195	2,472,029	98.2
資本的収支	974,445	936,258	96.1	2,208,427	2,157,755	97.7
病院	6,823,293	6,841,571	100.3	6,864,252	6,813,713	99.3
資本的収支	610,774	604,268	98.9	913,530	908,293	99.4

**地方債(長期の借入金)の状況**

会計	残額	市民1人当たり
一般	341億1,116万円	28万2,050円
水道	37億9,745万円	3万1,399円
下水道	158億1,303万円	13万751円
病院	83億9,975万円	6万9,454円
合計	621億2,138万円	51万3,655円

**市有財産の状況**

区分	数量	市民1人当たり
土地	656万5,949㎡	54.29㎡
建物	35万3,716㎡	2.92㎡
各種基金(現金等)	92億7,944万円	76,728円
各種基金(土地)	17万7,868㎡	1.47㎡
債権・有価証券・出資金	9億8,149万円	8,115円
車両	119台	—

**下半期執行状況**

平成23年度下半期(平成23年10月から平成24年3月まで)の予算執行状況の概要がまとまりましたので、お知らせします。※市民一人あたりは、平成24年4月1日現在の人口120,940人で計算しています。

〔詳細〕財政課☎ 381-1010

**一時借入金の状況**

借入額(3月末)	限度額
一般	450億円(限度額100億円)
下水道	0億円(限度額6億円)
病院	79億円(限度額30億円)

※当初予算で限度額を設定している会計のみ記載